

平成30年 組合員の皆様へ



根尾川筋漁業協同組合

岐阜県本美市山口897番地
TEL (0581) 34-2251 (事務所)
FAX (0581) 34-2021 (事務所)
WWW.NEOGAWA.ORG

◆ 漁業権行使規則等法規抜粋

- ① 組合員は許可以外の漁法で水産動物を採捕することは出来ない。
- ② 許可証（組合員証）は常に腕又は腰に表示しなければならない。
不携帯の人は其の日の日券を購入しなければならない。
- ③ 許可証（組合員証）を万一紛失された場合は、1,000円の再交付料が必要となりますので、格別のご注意をお願いします。
- ④ 規則違反者は違約金又は過怠金を行使規則、第12条により徴収する。
- ⑤ 同時に2つ以上の違反した場合はそれぞれ過怠金又は違約金を加算するものとする。
- ⑥ 漁業権行使規則第12条により当該漁業権を停止させることもある。
- ⑦ 特に悪質者と認めた場合は当組合定款第15条により除名することもある。
- ⑧ 違反に使用した漁具漁獲物は没収することもある。
- ⑨ 県の漁業調整規則違反については取締当局へ告発することが出来る。
- ⑩ 軽微の違反行為には違約金、過怠金の徴収を始末書又は誓約書に替える事が出来るものとする。

● 禁止期間

水産動物	禁止期間
あまご・いわな・しらめ漁	10月1日～翌年1月31日迄 ※但し、能郷堰堤及び上大須折越林道人口越田土橋以北より上流は、10月1日～4月14日まで禁漁
鮎 漁	組合が定めて公表する解禁日以前

● 全長の制限 (制限以下の水産動物を採捕した場合は速やかに放流して下さい)

水産動物	全長制限
ふ な	体長 6cm以下
う ぐ い	体長 10cm以下
いわな・あまご(しらめ)・やまめ	体長 15cm以下
鯉	体長 20cm以下
う な ぎ	体長 30cm以下

● 漁具・漁法の制限及び禁止

- ① 水中に電流を通じてする漁法
- ② 瀬干し（川干し・瀬替えを含む）
- ③ ガラスびん・おけぶせ（これに類似する物を含む）※ペットボトルなど
- ④ 水中銃
- ⑤ いかりかけ・もり・ひし・やす 1月1日～8月15日迄禁止
- ⑥ 濁りすくい（漁具はさてに限る） 6月1日～7月31日迄禁止
- ⑦ ガリ 金原ダムより上流 8月31日迄禁止
金原ダムより下流 9月30日迄禁止
(但し、組合が定めて公示する日まで友釣専用区内禁止)

● 禁止事項

- ① 毒物（薬品・毒草）の使用
- ② 重機を使用するの漁法
- ③ アクアラングで空気使用の場合
- ④ かんてら・ガス灯・懐中電灯以外の灯の使用禁止（油類・タイヤ・液化ガス等）
- ⑤ タイヤチューブ・ボートその他の乗物は舟とみなし、舟鑑札所持者はその限りでない。
- ⑥ ヤスにゴムをかけたもの
- ⑦ ドンコ・ピンカの卵の採捕は禁止
- ⑧ ガリ漁のリールは禁止

● 制限事項

1. 舟の乗員は先ず組合員であって舟網の鑑札を受けているもの1名を含め乗員は5名までとする。同乗者4名については組合員であること、但し網以上の賦課金納入者でなければならない。(ライフジャケット等、救命胴衣着用のこと。)
2. 竿での漁法の制限
 - ① 蚊釣の針数の制限 3本までとする（蚊釣以外の針は、ガリとみなす）
 - ② 友釣の仕掛けの段数の制限 2段迄とする
 - ③ 鮎のエ釣、籠釣 8月15日迄禁止
 - ④ ヤナのヒマエの禁漁区については現地のそれぞれの実状から規程にはめ難いので相互の良識によること
 - ⑤ 竿の使用は1人1本と限定する
 - ⑥ ガリ漁法でのワイヤ製糸の使用禁止

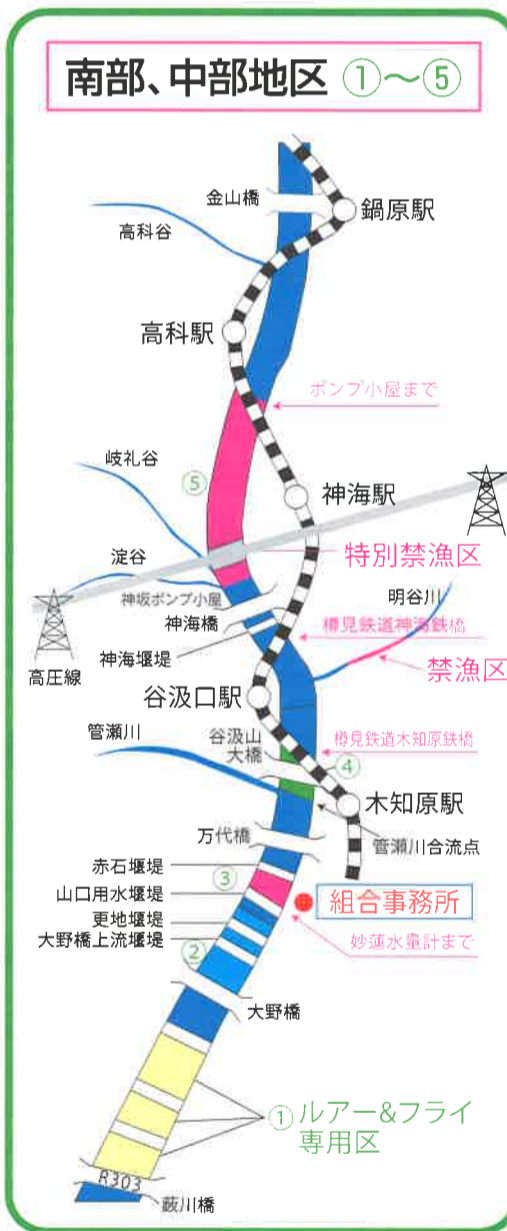
ルアー&フライ専用区

区 域	期 限
① 藪川橋上流端より上流高屋西堰堤まで	4月30日まで

(但し、4/1～各堰堤禁漁区に注意)

釣専用区 (友釣手釣を含む)

区 域	期 限
② 大野橋上流端から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月11日～ 6月第2土曜日まで
③ 山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで	9月20日まで
④ 管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下まで	10月15日まで
⑤ 神坂ポンプ小屋から岐礼ポンプ小屋(送電線禁漁区除く)まで	9月20日まで
⑥ 桜橋下流端から上流西谷川大井堰堤までと、東谷川市場橋下流端まで	9月20日まで



◆ お願い

最近、友釣の仕掛け針及び、ガリ釣針の放置並びに竿振りに依る人身事故多発の恐れがあり、使用に際しては充分注意して下さい。又、万一事故が発生しても当組合は一切責任を負いませんのでご注意下さい。自分以外の方にも安全に気を付けて、楽しい釣りを心がけましょう。

◆ 禁漁区・保護区・禁網区

（下記の区域及び期間は、全ての水生動物の採捕を禁ずる。）

● 禁漁区

区域	期間
1 根尾川の下座倉堰堤下流端から上流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
2 根尾川の下磯東堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
3 根尾川の海老堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
4 根尾川の藪川橋堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
5 根尾川の数屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
6 根尾川の高屋西堰堤下流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～5月31日迄
◎ 7 山口用水堰堤下流端下流270mより下流	4月1日～6月30日迄
8 根尾川の赤石堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月15日迄
9 根尾川の神海堰堤上流端から上・下流50mまでの区域	4月1日～6月15日迄
◎ 10 根尾川の金原発電所堰堤上流110m・下流600mまでの区域	4月1日～9月30日迄
11 根尾川の右岸、掛斐郡掛斐川町谷岐岐礼と、本巣市神海を結ぶ中部電力高圧線100m・下流50mの区域	1月1日～12月31日迄
12 明谷川の湯ノ子公園から下流新井水湖までの区域	1月1日～12月31日迄
13 瑞穂市大月字藤森25の1地先から下流鷺田橋迄の間	9月1日～10月31日迄

● 保護区（ウグイ）

区域	期間
14 根尾川黒津橋より越波谷と大河原谷の合流点の間	4月1日～5月31日迄
15 根尾川タカの巣禁漁区標識より上・下流100mの区域	4月1日～5月31日迄

● 禁網区

区域	期間
16 三水川の三水橋から下流稲荷橋までの区域	12月1日～5月31日迄
17 瑞穂市大月藤森25-1地先から、同中宮江東379-1地先までの区域	9月15日～10月31日迄
18 須合谷（西谷川との合流点から上流全域） ※年度により変更	1月1日～12月31日迄
19 板屋谷川（東谷川と合流点から上流全域）	1月1日～12月31日迄
20 悪田谷川（東谷川と合流点から上流全域）	1月1日～12月31日迄
糸貫川のモレラ入口都築橋から下流新糸貫橋まで	1月1日～12月31日迄
犀川の本巣市下真桑1415-1地先から本巣市民文化ホール西のひ門まで760mの区域	1月1日～12月31日迄

◆ あゆ・あまご・いわな漁の解禁について（禁漁区・保護区・禁網区）に注意

● 友釣

区域	期日	時間
掛斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	6月1日	午前零時
根尾川大橋上流端から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月11日	午前零時
根尾川山口用水堰堤上流90mから下流端下流270mまで	7月1日	午前零時
根尾川山口用水堰堤90m上流から能郷堰堤まで（須測堰堤）	6月第2土曜	午前零時
根尾川の黒津地区	アユの放流なし	

● あまご・いわな・ます（釣）

区域	期日	時間
山口用水堰堤下流端下流270mから上流山口用水堰堤上流90mまで	7月1日	午前零時

● 蚊釣

区域	期日	時間
掛斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	6月1日	午前零時
根尾川大橋上流端から上流山口用水堰堤下流端から下流270mまで	5月11日	午前零時
根尾川山口用水堰堤下流270mから上流黒津地区まで	7月1日	午前零時

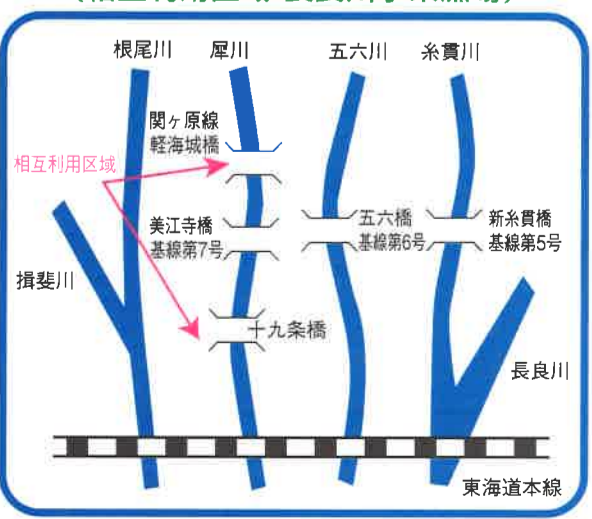
● ガリ

区域	期日	時間
根尾川大橋から上流金原ダムまで	10月1日	午前零時
金原ダムより上流については	9月1日	午前零時
掛斐川樽見鉄道から上流根尾川大橋まで（組合員に限る）	9月1日	午前零時

● 網漁 ※禁漁区に注意

区域	期日	時間
根尾川大橋より上流大野橋まで	6月1日	午前零時
掛斐川樽見鉄道より上流根尾川大橋まで	6月8日	午前零時
大野橋上流より山口用水堰堤下流端下流270mまで	6月第2土曜	午前8時
山口用水堰堤下流端下流270mから上流山口用水堰堤上流90mまで	7月1日	午前8時
山口用水堰堤上流90mより上流（但し、友釣専用区、禁漁区、禁網区には注意）	8月13日	午前8時
妙連水量計より上流赤石堰堤下流端まで	9月21日	午前8時
管瀬川合流点から上流樽見鉄道木知原鉄橋まで	10月16日	午前8時
神坂ポンプ小屋より上流岐礼ポンプ小屋まで	9月21日	午前8時
桜橋下流端から上流西谷川大井堰堤までと、東谷川市場橋下流端まで	9月21日	午前8時

（相互利用区域・長良川水系漁場）



西濃水産と相互利用区域明細図

